

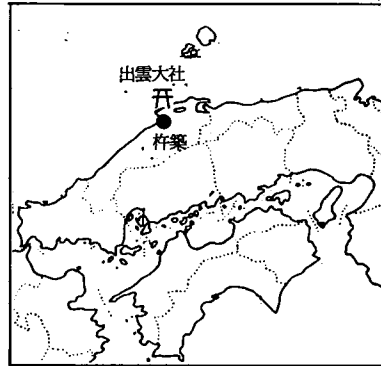
# 中世都市杵築の性格

～戦国期を中心にして～

山崎裕二

## はじめに

縁結びの神として知られる出雲大社（杵築大社<sup>(1)</sup>）は、年間200万人とも300万人ともいわれる参拝客で賑わっている。この出雲大社のお膝元にあたるのが、杵築（島根県簸川郡大社町の一部）である。近世以降は門前町として栄えた地域として有名であるが、集落や都市（町場）の形成は中世にまでさかのぼる。本稿は、この杵築について、中世後期を中心に考えてみようとするものである。



ところで、中世の杵築に関する研究は、昭和17年に原田伴彦氏が、全国の門前町の一例として紹介された程度で、近年まで中央の史家からも郷土史家からも、研究の対象として取り上げられることは少なかった。その理由としては、第一に戦後の中世史研究の主流が農村史の究明に向けられていたこと、第二に山陰地域は山陽に比べて経済発展の遅れた地域と見なされていたために研究の対象になりにくかったこと、第三に郷土の中世史研究者層が手薄であったことや史料の制約が大きいこと、などをあげることができる。

しかし、近年は中世史研究が見直され社会史や都市史が注目されてきたことや、郷土でも「坪内文書」<sup>(3)</sup>や「佐草文書」<sup>(4)</sup>などのかなりまとまった史料が発掘されてきたことにより、研究も次第に行われるようになってきた。ここ数年間に中世の杵築にふれた研究としては、井上寛司氏の「中世山陰における水運と都市の発達」<sup>(5)</sup>や岸田裕之氏の「中世後期の地方経済と都市」<sup>(6)</sup>、藤岡大拙氏の「出雲大社の御師」<sup>(7)</sup>などがある。井上氏の研究は、杵築をも含めて出雲・石見地域の市や都市の存在を丹念に拾いあげたものであり、これまで経済的に未発達とされてきた出雲・石見地域にも、かなりの市や都市の発達がみられることを論証した画期的なものである。また、岸田氏の研究は、戦国期における杵築商人・坪内氏の広範な商業活動を紹介したものである。藤岡氏の研究は、同じ坪内氏を宗教活動の面から追求し、御師の檀所獲得のあり方やこれまで誤解されてきた「室」<sup>(8)</sup>の実像を明かにしたものである。

このように、中世の杵築については、様々な角度からアプローチがなされてきているが、まだこれを正面に据えた研究はみられない。本稿は、一つの試みとして、中世都市杵築を改めて素材に供し、その性格を、「都市の形成」「他地域とのかかわり」「都市の住人構造と運営組織」の三点から考えてみようとするものである。中世都市杵築の性格を追求するにあたって、このような観点を

設けたのは、①都市の形成過程を検討すれば、その都市のもつ基本的な性格を明らかにできること、②都市と他地域とのかかわり方を追求すれば、その都市と他地域との経済的・文化的なつながりや周辺地域に占める位置を明らかにできること、③都市の住人構造や運営組織を調べれば、その都市の特質を明らかにできること、などがその主な理由である。なお、この研究は、歴史学習において重視されている郷土史学習の素材発掘の意味もこめられていることを、つけ加えておきたい。

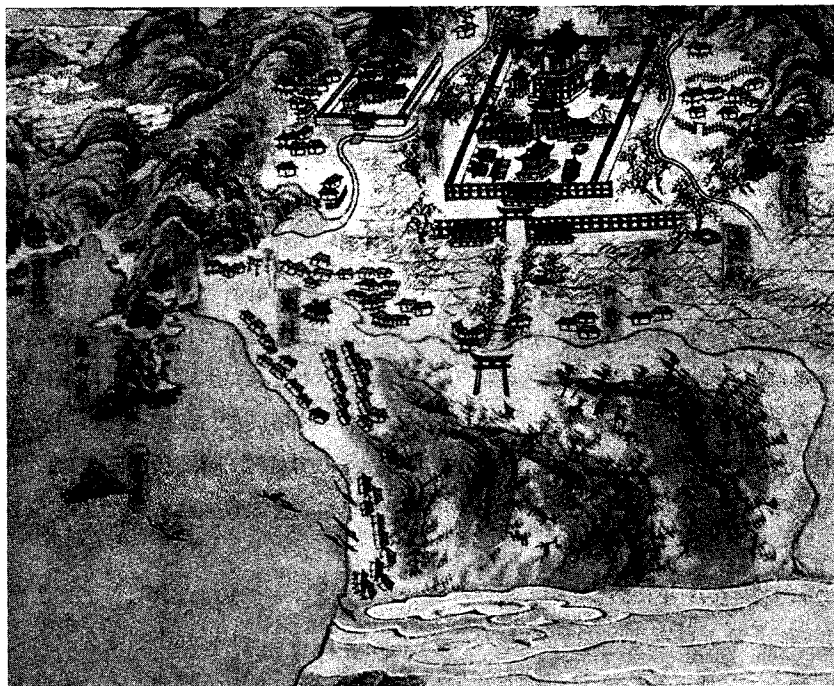
## 1. 中世都市杵築の形成

### (1) 集落と市の形成

中世都市杵築は、どのような経緯を経て形成されたのであろうか。都市の形成をみていくにあたって、まず集落や市の形成から考えてみたい。

杵築における集落の形成を示す最も古い史料は、鎌倉中期にあたる宝治2年(1248)頃と推定されている「絹本着色出雲大社并神郷図」<sup>(9)</sup>(千家尊祀氏蔵・重要文化財)であろう。史料1は、この模写図である。さて、この絵図によれば、中央部の鳥居付近はまだ荒地であるが、出雲大社周辺と海岸部には家屋群が描かれており、すでに鎌倉中期には部分的ながらも集落の形成を認めることができる。おそらく、出雲大社周辺の家屋群は神官の集落であり、海岸部のそれは大社に神饌魚介類を提供したり、労役を負担する人々の集落であろうと思われる。鎌倉期の集落については、これ以

史料1. 出雲大社并神郷図(模写図～部分)



(千家尊祀氏蔵) 写真提供は、梶谷実氏による

上のことはわからないが、出雲大社とかかわりの深いことに着目しておきたい。

南北朝期に入ると集落の形成を示す文書として、史料2が存在する。これは、康永2年(1343)に出雲清孝が国造職を去るにあたってしたためた知行宛行目録である。「権檢校」「東」「向」「森脇」とは、国造家に係る一族(庶子家)であり、後には出雲大社の上官(上層の神官)を構成する家々である。国造出雲清孝は、その職を去るにあたって、国造家が抱えている屋敷ならびに田地の一部を、これら一族に配分している。さて、ここで指摘しておきたいことは、地名と屋敷数との関連である。庶子家別にそれぞれ屋敷や田地が宛行れているが、これを地名ごとに集計しなおした場合、「市庭之内」から20カ所、「中村之内」から14カ所、「越峠内」から10カ所、「宮内」から5カ所、「大土地村一圓」から1カ所、などが与えられたことになる。もちろん、のこりの屋敷は国造家(千家家が4分の3、北島家が4分の1を支配)のもので、しかも、こちらの方が庶子家に配分したものよりも圧倒的に多かったものと推定できるから、それぞれの地域における屋敷数は、かなりの数にのぼるものと思われる。

それでは、「市庭」<sup>いちぼ</sup>「越峠」<sup>こもと</sup>「中村」<sup>みやうち</sup>「宮内」<sup>みやうち</sup>「大土地」<sup>おほどち</sup>は、先ほどの絵図のどこに該当するのであろうか。鎌倉期の地形が現在と多少異なっているために、正確な比定は困難をとともうが、誤解を恐れずに指摘すれば、「宮内」はおそらく出雲大社周辺の集落であり、「中村」「大土地」は海岸部付近の集落であろうと思われる。また、「市庭」「越峠」については不明な点が多いが、中央部の荒地近辺の地であった可能性が濃厚である。鎌倉中期から南北朝期にかけて開拓がなされ、集落が形成されていったものと思われる。このようなことから、杵築の中心部は、南北朝期には、ほぼその骨格ができあがっていたものと推

史料2. 国造清孝知行宛行目録

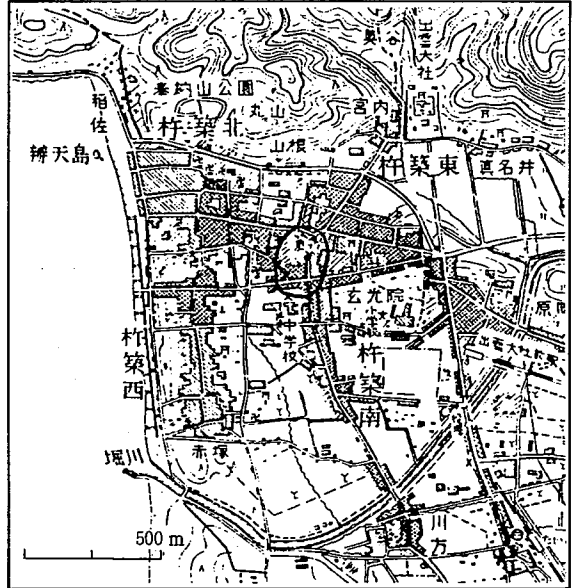
杵築之内當家惣領庶子知行分事	
権檢校分	
七ヶ所	中村之内ニ有之
三ヶ所	宮内ニ有之
拾六ヶ所	市庭之内ニ有之
壹ヶ所	但、田地坪斗別紙ニ有之
東分	
貳ヶ所	宮内ニ有之
七ヶ所	越峠内ニ有之
壹ヶ所	大土地村一圓
四ヶ所	市庭之内ニ有之
向分	
三ヶ所	越峠内ニ有之
壹ヶ所	橋よ里下ニ有之
七ヶ所	中村内ニ有之
森脇分	
壹ヶ所	まない命主吉野川迄、龜山之ミ ね迄さかふ也
壹ヶ所	
壹ヶ所	田地但別紙坪付有之
右、相殘所何茂惣領分也、但此内四分一北島貞孝分ニて遺之候、分帳別紙ニ相渡候、十二郷之儀ハ三分一宛可有知行也	
康永二年六月八日	国造 清孝(花押)

(千家文書)

測できる。

図表 1. 杵築市の位置 (推定)

ところで、ここで注目したいのは「市庭」なる地名である。「市庭」とは市場と同義語であり、市が開かれる広場という意味である。南北朝期の初めには、これがすでに地名として定着しているところをみると、市は鎌倉末期頃にはすでに成立していたものと思われる。山陰地方では、極めて早い時期の成立といわねばならない。それでは、この「市庭」は、現在のどこあたりの地域に相当するのだろうか。この点を、康永3年(1344)の「孝宗・貞孝和与状」を手がかりに考えてみよう。さて、この文書には、国造千家孝宗と国造北島貞孝が半分ずつ沙汰



すべき所領の一つとして、「院内市場」があげられている。これを文字通り、院内市場とみなすか、それとも院内と市場とを分けて考えるかは、研究者の間で意見の分かれるところである。いま、これに立ち入って論及する余裕はないが、「院内市場」とする用例はこれ以外にないことや、やや時代は下るが永享3年(1431)の長谷文書に「ゑんない」とあること、また弘治4年(1558)の坪内文書にある「越峠市場」を越峠と市場に分けて考えられることから、「院内市場」は院内と市場に分けて考えた方が自然であろう。とすれば、院内と市場は隣接した地域と考えられること、当時の参詣道が現在の東南方向と異なり西南方向を向いていたこと、市は寺社の門前と参詣道の境界に立てられる例が多いこと、などを考えあわせると、「市庭」は現在の中市・坪内付近とするのが妥当であろう。ただ院内も千家・北島両国造家からわざわざ半分ずつ沙汰すべき所領となっているところをみると、市の機能を有しているものと思われる。したがって、当時、市が立てられていたのは、現在の中市・坪内・院内付近であったものと考えられる。図表1でいえば、ほぼ中央部の円内にあたる地域である。

南北朝期の杵築市で、どのような物資が交換され、市の構造がどのようになっていたかは、ほとんどわからない。ただ、永和元年(1375)の北島文書に、「市目代」なる名称が見えることから、このころには、すでに市としての体制が整えられていたものと思われる。おそらく、出雲国一宮である出雲大社の門前市として、大いに賑わったであろうことは想像に難くない。

## (2) 都市の出現

永和元年の「市目代」なる名称は、戦国期に入ると「町目代」へと変化する。「町目代」とは、町を司どる代官のことであるから、この頃には町場=中世都市が形成されていたことを意味する。したがって、戦国期の杵築では、杵築市ばかりでなく、諸所で商業活動が行われ、この時期には商

業都市と呼んでもよいような盛況を呈していたものと思われる。このことは、16世紀における千家文書・北島文書・佐草文書・坪内文書などの各家文書から、「かちや」<sup>(19)</sup>「かみゆひ」<sup>(20)</sup>「くしや」<sup>(21)</sup>「米屋」<sup>(22)</sup>「風呂屋」<sup>(23)</sup>「船道」<sup>(24)</sup>「大鋸(引)」<sup>(25)</sup>「番匠」<sup>(26)</sup>などの商人や職人の名称を検出できることから確かめることができる。ちなみに言えば、「番匠」とは大工のことであり、「大鋸(引)」とは木挽<sup>こひき</sup>のことである。このほか、神官や僧侶、それに百姓もいたであろうから、当時の杵築には実に様々な人々が居住していたことになる。ただ、職業が未分化の時代であるので専門化がどこまで進んでいたかは、不明としか答えようがない。

また、このほか、坪内次郎右衛門<sup>(27)</sup>・坪内孫次郎<sup>(28)</sup>・坪内彦兵衛<sup>(29)</sup>・丹波屋彦兵衛<sup>(30)</sup>・大和屋彦五郎<sup>(31)</sup>・山城屋五兵衛<sup>(32)</sup>などの名前も見つけることができる。坪内次郎右衛門は、次章でも述べる「商人伯」坪内氏である。この一族は、大社参詣者が宿泊する宿を所有するとともに、日常の諸物資をはじめとして、様々な商品を手広く商売する杵築第一の商人であった。また、丹波屋彦兵衛・大和屋彦五郎・山城屋五兵衛については不明なことばかりだが、豊田武氏<sup>(33)</sup>によれば、屋号にはそれぞれの出身地を示す場合と、屋号に冠する国々や都市との恒常的な取引関係を示す場合があるという。彼らが、そのどちらにあたるかを、にわかには判断するのはむづかしい。ただ、どちらにしても、丹波国・大和国・山城国と何らかのかかわりをもつ商人であることは認めてもよさそうである。杵築には、このような有力商人がひしめいていたのである。

さて、時代はやや下るが、北島文書に興味深い文書(史料3)が存在する。これは、慶長年間の初め頃(慶長元年は1596年)に、毛利氏奉行の佐世元嘉が、上田平右衛門尉ほか8名の者に宛てた書状である。内容は、「杵築御蔵本」である上田平右衛門ら8名の居屋敷は北島領であるから、北島領に住む者と同じように役目を勤めよと命じたということになる。ここで注目しておきたいのは、「杵築御蔵本」の存在であろう。秋山伸隆氏<sup>(34)</sup>によれば、蔵本(倉元)とは領主米を管理・運用し、毛利氏の財産運用に関与する特権商人であるという。とすれば、杵築には少なくとも8人の毛利氏の蔵本が存在していたことになる。これらの蔵本がどのような人物であるかよくわからないが、平田屋佐渡守は、平田に根拠を置く武士出身の新興商人で、後に安芸国に移り、「広島商人頭」に

史料3. 佐世元嘉書状

以上  
杵築御蔵本之内旁居屋敷者、根本北嶋領之儀候、就夫  
干今給地以下無相違之由候条、如前々広孝家中並之役  
目、無異儀可被相調之事肝要候、恐々謹言  
(慶長初カ)  
九月十九日  
元嘉(花押)

上田平右衛門尉殿  
同与三右衛門尉殿  
杉谷五郎左衛門尉殿  
江角惣左衛門尉殿  
板倉源右衛門尉殿  
平田屋佐渡守殿  
山田九兵衛尉殿  
中井善左衛門尉殿

(北島文書)

## 史料4. 出雲大社神郷絵図・下絵（部分）



（千家尊祀氏蔵）写真提供は、大社町教育委員会による。

までなっていく大商人である。杵築には、このような平田の大商人も居住していたのである。

それでは、このような有力商人がひしめく杵築の景観はどのようなものであったのか、史料4をもとに考えてみたい。この絵図は、「紙本著色杵築大社近郷絵図」（北島英孝氏蔵・県指定文化財）の下絵である。絵図には、「慶長拾四年御造宮図」と記されているが、描かれている内容は寛文7年（1667）をそれほど遡らない時期と考えられる。したがって、出雲大社および杵築の町並みも、17世紀中葉ごろの様子を示したものといえるであろう。しかし、現存する絵図のうち、これが戦国期に最も近いということや、町のおよその骨格は戦国期のそれと大きくは変わらないと思われることから、考察の対象としてもそれほどの不都合はなからう。さて、この絵図と史料1を比べた場合、まず第一に指摘できることは、町並みが西部の方に大きく広がってきたことである。これは鎌倉期に海であったところが次第に埋まり、家屋群が形成されたからであろう。第二には、出雲大社の西南部にも町並みが広がってきたことである。南北朝期以降、大社の西南部が開拓され家屋が増加していったことはすでに述べたが、戦国期にはこの絵図ほどでないにしても、かなりたてこんでいたように思われる。第三は、出雲大社に至る道筋が決まってきたことである。これがいつ頃のことであるかは知る術をもたないが、一般的に言えば、おそらく大社参詣が盛んなる室町・戦国期あたりからと考えるのが普通である。戦国期の杵築住人たちは、このような生活舞台の上で日々の活動を行っていたのである。

以上、中世都市杵築の形成過程を概観してきた。その結果、次の事柄が導き出せそうである。すなわち、一つめに、杵築は出雲大社を中心に発達してきた町であり、南北朝期には中心部の骨格がほぼできあがったこと。二つめには、鎌倉末期頃から門前市が立ち、南北朝末期には市目代ひしもおかれていたこと。三つめは、戦国期に商業活動が盛んになり、有力商人が犇むしめいていたことである。

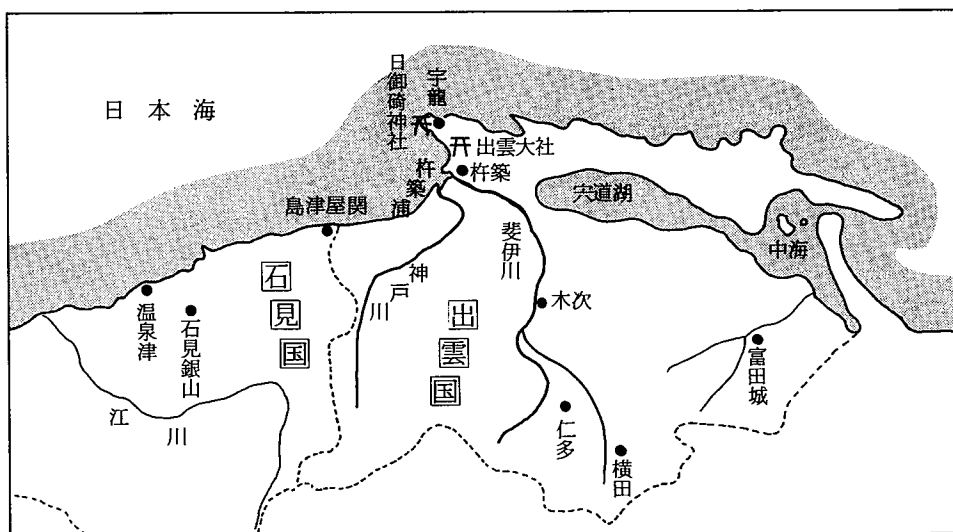
それでは、杵築は、なぜ戦国期にこれほどの都市になることができたのであろうか。この点について、大きく二つの理由が考えられる。その一つは、出雲大社のお膝元にあたる地であったということである。二つめは、斐伊川水運の要衝にあったということである。前者をもっと具体的にいえば、①鎌倉末期以降から市が立ち、近隣の交換経済の中心地としての位置を占めていたこと、②戦国期という時代にあっても、遠隔地からまた近郊からの参詣者が増加してきたこと、などである。また、後者については、杵築は斐伊川水運の河口（当時の斐伊川は西流して日本海に注いでいた）にあたるため、雲南地方の産物の集散地にあっていたことが考えられる。もちろん、これらが個々別々に作用したのではなく、複雑にからまり合いながら、中世都市杵築を成立させていたわけである。

では、このように形成されてきた杵築は、他の地域とはどのようにかかわっていたのであろうか。以下、章を改めて、このことを考えてみようと思う。

## 2. 杵築と他地域とのつながり

杵築と他地域とのかかわり方については、出雲大社と他地域とのかかわり、杵築住人と他地域とのかかわりの両方がある。もちろん、この両者（出雲大社と杵築住人）は、密接不可分の関係にあるので切り離すことはできないが、ここでは便宜上、二つに分けて考えてみたい。まず、前者については、①出雲国一宮として周辺地域はもちろん出雲国内の住人から崇敬をうけていたこと、②福神信仰の広

図2. 杵築とその周辺地域の概念図



がりとともに出雲国内・国外から参詣者があったこと、③大永2年(1522)年には「万部之法花経」のための僧俗あわせて1,100人が参集した<sup>40</sup>こと、④天文10年(1541)には重善上人の杵築仮宮からの「補陀落渡海」を見送るために、「道俗男女凡十万人」が集まった<sup>41</sup>ことなどが知られている。③の「万部之法花経」が出雲大社のお膝元で行われたのは、不思議な気もするが、これは当時の出雲大社が神仏習合であった関係からである。境内にさえも大日堂や三重塔が建立され、当時の出雲大社は仏教色のきわめて濃い神社であったのである。また、④の「補陀落渡海」とは、戦国期に多く見られた宗教的实践で、行者が生きながらにして観音の住む補陀落浄土へ船で旅立つことである。もちろん、現実には補陀落浄土などあるはずもないから、あてもなく海上をさまようことになり、待っているのは死のみである。戦国期の仮宮では、このような宗教的实践も行われたのである。民衆は、船出する行者に、自らの願いを託すために、各地から杵築へ参集したものと思われる。ただ、「道俗男女凡十万人」が集まったというのは、やや誇張があろう。また、後者については、岩屋寺(仁多郡横田町)の造営にあたって、大永7年(1527)に杵築から榑(材木をそいで作った薄板。屋根ふきに用いる)を買ったり、「大鋸」引や「番匠」「榑ヘキ」を召し寄せていたことが知られている<sup>42</sup>。「榑ヘキ」とは、おそらく榑引のことで、榑を作る職人という意味であろう。史料制約があるために、これ以上の事例を掲示できないが、これらの断片的な事実から指摘しておきたいことは、①16世紀前半頃の杵築では榑を作る職人が存在し榑が売られていたこと、②大鋸引や番匠が居住していたこと、③大鋸引や番匠・榑引は寺院の造営を通して奥出雲地方と交流があったこと、である。①の榑は現在では特に珍しいものではないが、中世にあっては貴重品であった。というのは、製材技術が未発達で薄板が簡単に作れなかったからである。戦国期の杵築には、このような榑を作ることのできる技術者の集団がいたのである。また、大鋸とは縦引きの鋸のことである。応永20年(1413)の京都教王護国寺の造営工事に使用されたのが我国の文献上の初見とされるが、それから約115年後の大永7年には岩屋寺造営ですでに使用されている。とすれば、大鋸は大永7年以前には杵築で使用され、大鋸引も杵築にいたことになる。このように杵築は、高度な技術をもつ職人集団を抱える都市であった。大鋸引・番匠・榑引の存在は、出雲大社の修造・造営作事と密接な関係があることは想像に難くないが、詳細については後日に改めて考えてみようと思う。

ところで、16世紀中葉以降になると、杵築住人と他地域のかかわりをもう少し詳しく知ることができるようになる。それは、この時期の杵築商人・坪内氏の動向を記した「坪内文書」が存在するからである。以下、節を設けて、とくに尼子氏治政下における坪内氏の動向と他地域とのかかわりについて考えてみようと思う。

#### (1) 杵築商人・坪内氏と他地域とのかかわり

戦国期の坪内氏は、千家国造家から、「杵築相物親方職」「杵築祐源大物小物親方職」に任じられ、戦国大名尼子氏からその所職を安堵されていた<sup>43</sup>。「相物」というのは、一般には、生魚と干魚の中間のものという意味であるが、この場合は、日常の諸物資全般を含むものと考えられている。

したがって、その親方であったことから、杵築商人の統轄者であったことがわかる。そして、その権限も、尼子晴久が「限鳥居田上下川牛馬船道・商売仕候者仁者、有様役等可申付之由候」と安<sup>44</sup>



堵しているように、牛馬や船頭・商人をも自由に使役できるほどのものであった。「杵築祐源大物小物親方職」も、ほぼ同内容の所職と考えられている。

坪内氏が取り扱う商品は、味噌・米・魚・塩などの日常の諸物資のほかに、当時としては貴重品の油・絹布・酒・鉄などであった。酒を取り扱っていたことは着目すべきことであるが、それにもまして注目しなければならないのは、油の販売にも関与していたことであろう。永禄7年(1564)には尼子義久から、「毎年御印判百駄宛、被成御扶持候、諸関不可有難渋事<sup>(48)</sup>」と毎年100駄ずつの商売を許され、さらに「杵築油之伯」にまで任じられているところをみると、油の販売は坪内氏の独占的事業であったかもしれない。

ところで、坪内氏はこれらの諸物資をどこから入手し、どこに売りさばいていたのであろうか。まず、入手先から考えてみると、味噌・米・塩・魚などの日常の諸物資や酒については、杵築および近隣の農村や浦から手に入れたものと思われる。なかでも塩は、古代には杵築で製造されていたという報告<sup>(49)</sup>がなされていることや、中世にも杵築には塩浜があったこと<sup>(50)</sup>、また文禄4年(1595)の「国造千家領分付立」<sup>(51)</sup>に「塩浜六十五反」とあることなどを考え合わせると、戦国期にも塩は杵築で製造されていたことは間違いない。油や絹布については不明なことばかりだが、戦国期の宇龍津に「唐船」「北国船」などの内外の商船が来航していたこと<sup>(52)</sup>、この取引に際して出雲大社本願や寿讃(杵築商人・市庭氏の子)なる人物が関与<sup>(53)</sup>していたことなどから推測すると、宇龍津から入手していた可能性もあり得る。

史料5.

また、鉄の入手先については、鉄の産地として知られた奥出雲地方と考えるのが一般的である。おそらく、この鉄が杵築まで運ばれたのであろう。さて、ここに鉄の輸送に関して注目すべき文書(史料5)が存在する。これは永禄12年(1569)頃に、「木次市庭中」が杵築の「しゃふの太郎左衛門」「石田彦兵衛」宛に差し出した書状である。「石田彦兵衛」とは、坪内彦兵衛のことで、彼は永禄7年(1564)には毛利氏から「杵築相物親方職」を、また永禄11年(1568)には千家国造家から、「祐源職」<sup>(54)</sup>を安堵されていた。また、「しゃふの太郎左衛門」については、その実像はよくつかめないが、「杵築

相物親方職」「祐源職」の坪内彦兵衛よりも宛名が先になっていることや、尼子氏奉行人の中井駿河守綱家から「杵築御供之儀、御法度に候、如近年可付申候」<sup>(55)</sup>と命ぜられていること、また平田目

尚々此外不申候

一昨日ハ預御折紙候、折節目代三沢へ被罷上于今就逗留、御返事不被申候、然者其方爰元商売之出入承候、それハ互ニ向後可申承事干要候、何ケ度申候ても、各各被召候鉄子数をも御下候はん衆、か子馬ニ相残候はんするをハ、市庭中へ駄賃にも被作下候はん事肝要存候、尚瀧戸次郎兵衛被帰候ハ、可被申入候、恐々謹言

(永禄12年頃力)  
壬五月四日

木次市庭中

しゃふの太郎左衛門殿

印

石田彦兵衛殿

まいる 御返報

(坪内文書)

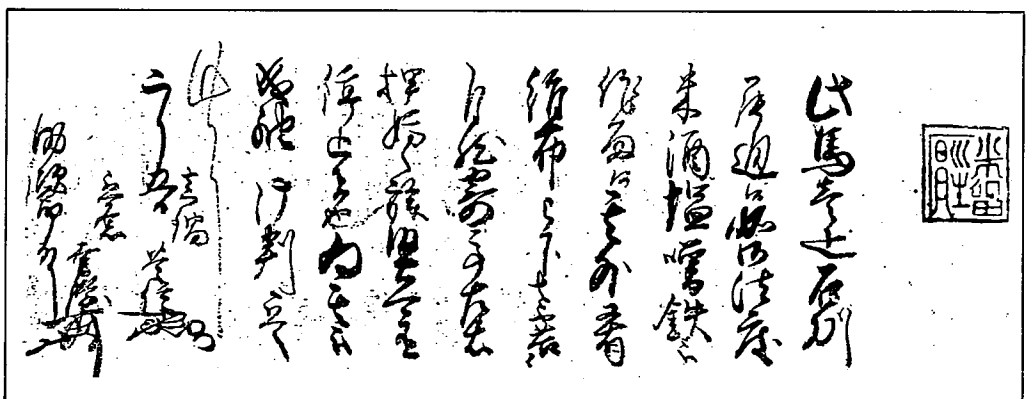
代が宛てた書状に「しゃふ物太郎左衛門尉」（傍点は筆者）と敬称をもって呼ばれていることなどから推測すれば、杵築の町目代と考えてさしつかえなからう。

この文書の大意を要約すれば、「木次市庭中」が奥出雲から杵築までの鉄の輸送を請負っていたが、生産先と「商売之出入」がよく起きるので、（木次で舟積みした後の）馬に残った鉄は、駄賃として「木次市庭中」に渡してくれ、と町目代の「しゃふの太郎左衛門」と杵築相物親方職の「石田彦兵衛」に要求した、ということになる。

さて、以上のことから、鉄の輸送について、さし当たって次の三点を指摘することができよう。すなわち、その一は、奥出雲で生産された鉄は、木次までは馬で運ばれ、木次から杵築までは舟で運ばれたものと考えられることである。木次からの輸送については、この文書には述べられていないが、戦国期には中海・宍道湖の水運や斐伊川の水運が活発化した状況を考えれば、この推測にはば誤りはないものと思われる。その二は、奥出雲から杵築までの輸送を「木次市庭中」が請負っていたことである。「木次市庭中」がどのようなものか確定し難いが、おそらく瀧戸次郎兵衛を目代とする木次市場の商人達のことであろう。ということは、鉄の輸送は、木次商人が個々にかかわっていたのではなく、市庭中として組織的になされたものと思われる。また、その三は、「木次市庭中」が駄賃要求の交渉相手としているのが、町の運営を司る町目代と商人を統轄する相物親方であるという点である。このことより言えば、鉄の輸送に関して、木次と杵築はそれぞれの市（または町）が組織ごとに結びついて行われていたものと考えられる。ただ、このようなやり方は、鉄だけに限ったことであったのか、それとも他の商品についてもそうであったのかは、不明としか答えようがない。今後、解明すべき課題であろう。

一方、坪内氏は、入手したこれらの商品を、杵築をはじめとして出雲国内外の領主や市場に売りさばいた。出雲国内での商売については、史料的な制約があるために具体的な検討はできないが、国外での商売については、次の文書（史料6）によって、その一断片を窺うことができる。

史料6. 尼子氏が与えた通行証（右袖に、「米留」の黒印が押してある）



（坪内文書）

この文書は、尼子氏奉行人である真鍋豊信と立原幸隆が、坪内助次郎に宛てた石見国へ出かけての商売を許可した書状である。文言は、「此馬老匹石州罷通候、如御法度米・酒・塩・噌・鉄被作留候、其外肴・絹布已下者不苦候、自然寄事左右押妨之族、堅可有停止者也、為其被成袖御判候、恐々謹言」とあり、坪内氏が石見国へ商売に出かけるにあたっては、米・酒・塩・味噌・鉄は許可されず、魚と絹布などに限って許可されたことがわかる。しかも、別の文書から、その量も馬三頭分<sup>68</sup>に限ってのみ許されていた。石見国での商売が、尼子氏によってこれほど制限されたのは、きっと石見国が毛利氏の勢力圏に入っていたためであろう。いくら商業活動といっても、尼子氏にとって、敵方の勢力圏に諸物資を送ることは、おいそれとできなかったものと思われる。坪内氏は、この書状（許可証）を携えて、島津屋関（大田市朝山町）を越え、石見銀山市や温泉津周辺で商売を行っていたものと思われる。<sup>69</sup>

これまでみてきたように、坪内氏は多種多様な商品を取り扱う大商人であり、その商業活動の範囲も杵築のみならず、雲南地方や石東方面にまたがる広範囲なものであった。一方、坪内氏は杵築商人の統轄者でもあり、周辺地域からの商業にかかわる要求やトラブルに対して、町目代とともに杵築を代表して交渉にあたる存在でもあった。<sup>60</sup>このようなことから、戦国期の坪内氏は杵築商人のみならず周辺地域の商人からみても卓越した存在であったし、杵築そのものも商業都市として確固たる地位を占めていたものと思われる。それでは、坪内氏にこのような商業活動を可能にさせたものは何であろうか。この点については、尼子氏による手厚い保護をぬきにして考えることはできない。「杵築相物親方職」「商人伯」「杵築油之伯」の安堵、林木（出雲市林木町）の「遊屋名半名、内道名半名」などの給地の宛行、石見銀山での屋敷の宛行、通行証の発行などがそれにあたる。これらの事実からいえば、坪内氏はまさに特権商人であったわけである。だから坪内氏は尼子のために奔走している。いや奔走したからこそ、このような特権が与えられたといった方が正しいかもしれない。天文23年（1554）には、備後国の領主である江田氏のもとに使者として出向いたり、また永禄5年（1562）～永禄8年（1565）の尼子氏の富田籠城に際しては、配下を率いてそれに加わったりしているほどである。坪内氏は時には、武士としての顔をのぞかせることもあったのである。<sup>64</sup>

## (2) 坪内氏の室職所有と他地域とのかわり

これまで、主として坪内氏の商人としての側面を中心に述べてきたが、坪内氏はもう一つの側面をもちあわせていた。それは、出雲大社の千家国造家に属する神官としての側面である。だから、商業活動や籠城などによって誼を通じた領主たちは、武運長久を願って祈禱を頼んだり、出雲大社への献納品を依頼している。湯泉英永<sup>65</sup>・田総元里<sup>66</sup>・福永五郎左衛門<sup>67</sup>・三吉安房守<sup>68</sup>などが知られる面である。なかでも三次盆地の領主である三吉致高は、天文17年（1584）に出雲大社へ具足や腹巻甲の献納を依頼し、さらにその子の隆亮は「爰許参詣之者宿等之儀、何篇世上無事候者、以其上可令約諾候」と情勢が落ちついたら、参詣の宿を「約諾」することを申し入れている。参詣宿を予め「約諾」しておくというのは、いささか奇異な感じがするが、実は当時の杵築には宿泊施設が設けてあり、参詣者はそれぞれ決められた宿で泊まることになっていたからである。この宿のことを「御供宿」と呼び、御供宿を提供する権利のことを「室」と呼んだ。室は直接的には、国造家により安堵<sup>71</sup>

され、尼子氏によってその数を16と決められていた<sup>(72)</sup>。坪内氏も、この室職所有者のひとりだったのである。先年、杵築の室を精力的に追求された藤岡大拙氏は、この室について多くの新事実を提起されている。次の①～⑥は、その主な内容である。

- ① 室は、吉田室・高橋室・坪内次郎左衛門室・石田四郎右衛門室のように、名字をつけて呼ばれた。
- ② 室は権利であり、世襲された。また、譲渡・質入の対象ともなった。
- ③ 室職所有者は、大なり小なり特権的商人であった。
- ④ 室職所有者は、千家・北島両国造家の統轄下にあり、尼子氏と国造家の二重支配を受けていた。
- ⑤ 室職所有者は、軍事的援助や金品の調達によって領主層に接近し、その反対給付として、領主層の領内での檀所を獲得した。
- ⑥ いったん成立した室と檀所の師檀関係は、大名権力によって保証され、変更は認められなかった。

これらのうち、特に他地域とのかかわりにおいて関連が深いのは⑤である。この点をもう少し具体的に検討してみようと思う。史料7は、町原彦左衛門尉と上杉佐渡守が坪之内（坪内）二郎右衛門に宛てた書状である。内容は、「五郎」なる人物が富田籠城中に、坪内二郎右衛門から「御懇」を受けた謝礼として、「大東本郷之内六日市・田中村」領民の杵築参詣宿を、坪内氏の室にすることを約束したことが述べられている。「五郎」なる人物については確定できないが、内容に即していえば、大東近辺の領主と考えた方が自然であろう。また、「御懇」の意味も難解であるが、文脈から考えて、軍事的援助や金品の調達、または祈禱のことであろうと思われる。とすれば、坪内氏は籠城中の領主

史料7. 町原彦左衛門尉・大杉佐渡守連署書状

(花押)	
今度於富田籠城中、五郎所へ御懇之儀、誠本望存候、若在所へ帰宅候者、太東本郷之内六日市・田中村両所ニ杵築御供興行候者、貴所へ宿之儀可申付候、為向後ニ五郎被致袖判候弥々申承候者、可為本望候、恐々謹言	
永禄八年	町原彦左衛門尉
二月十日	豊敬(花押)
	上杉佐渡守
	信通(花押)
坪之内二郎右衛門殿	御宿所

(坪内文書)

に対して、軍事的・経済的・精神的な援助や協力をして、その見返りとして、領民の杵築参詣宿を自分の所有する室にさせたということになる。このような例は、永禄8年(1565)の「牛尾久清書状」にも、「今度爰元御籠城無比類候、其付而杵築参宮之時宿之儀、可申合候、勿論我等領分之事、何れ茂不可有相違候」とあることや、年不詳の「温泉英永・彦二久長連署書状」に「爰元籠城之中祈念願候之處、御懇之至候、……(中略)……、将又英永知行之内御供無残、是又不可有相違候」とあることにより、参詣人の獲得が史料7の場合と同様になされたことを物語っている。おそらく、坪内氏ばかりでなく、丹波屋彦兵衛・越峠の七郎太夫・吉田次兵衛などの他の室職所有者も、ほぼ

同様な方法で参詣人を獲得していったものと思われる。

ところで、ここで指摘しておかねばならないことが二つある。一つ目は、室職所有者による参詣人の獲得が、領主を梃子<sup>ていこ</sup>になされたという点である。換言すれば、室職所有者による参詣人の獲得が民衆と直接に交渉して参詣人を獲得していったのではなく、領主の力を借りて参詣人を獲得したということである。出雲大社の場合、近世には御師と呼ばれる人々が、それぞれの受持の区域を廻り、民衆との直接交渉により信者や参詣人を獲得したことが知られているが、戦国期の参詣人の獲得方法はそれとはやや異なる。そこに、ひとつの中世的特質が見られるのである。二つ目は、当時の参詣は領内の村ごとや知行地ごとに、しかも集団でなされたということである。もちろん、村のすべての者が参詣したというわけではないが、戦国期における民衆の成長の姿が窺われる。新城常三氏は、中世後期になると郷村の解放が進み、それにともなって民衆の社寺参詣が盛んになることを指摘されているが、出雲地方もほぼこの指摘が当てはまるのではないかと思われる。

それでは、このような室職所有者による参詣人の獲得は、出雲大社や中世都市杵築にとって、どのような意義があったであろうか。この点について、まず第一にあげなければならないことは、室職所有者たちが、檀所を獲得したということである。檀所とは、村落や知行地の信仰エリアのことである。領主の力によるところが大きいとはいえ、室職所有者と参詣宿泊者との間には、いわゆる師檀関係が成立し、出雲大社信仰を広める基盤となっていたのである。第二には、出雲大社の収益が増えたことである。というのは、参詣人は室職所有者に宿泊料を払うとともに、出雲大社(国造家)に対しては「御供米」や「御供銭」を支払うことになっていたから、このように考えることができるわけである。また、室職所有者は、「室役」<sup>(77)</sup>として毎年決まった額の権利料も支払ったから、所領を侵食され経済的基盤が弱体化した国造家にとって、大きな収入の道であったに違いない。第三に、室を媒介にして、杵築と他地域の村落民衆とのかかわりができたと思われることである。この点については、まだ説得力のある史料は発見していないが、これまで述べてきた経過からして、そのように考えざるを得ないのである。おそらく、参詣人によって他地域の情報が杵築にもたらされ、また杵築の情報も他地域へ広められていったのではないかと思われる。

以上、坪内氏の動向を中心に、戦国期の杵築と他地域とのかかわりについて考えてきた。その結果、およそ次の事柄が言えるのではないかと思う。

- ① 杵築は、出雲大社の門前町と斐伊川の河口という有利な立地条件により、戦国期には当地方の経済活動の中心地であった。
- ② 杵築の商人や職人は、杵築相物親方職をもつ坪内氏によって統制され、商売の範囲も杵築はおろか雲南方面や石東地方にまで及ぶ広範囲なものであった。また、鉄の輸送は、木次と杵築とが、組織的に結びついて行われていた。
- ③ 戦国期の杵築には、16の室が設けられ、各地方からの参詣人で賑わった。これは、国造家および室職所有者に経済的な利益をもたらすとともに、出雲大社信仰を各地域に浸透させることでも大きな意義があった。

## 史料8.

## 3. 杵築の住人構造と都市の運営

第1章の(2)でも検討したように、戦国期の杵築には、国造・神官・僧侶などのほか、商人・職人・百姓など、実に様々な人々が居住していた。もちろん、兵農未分離下であるので、商人といっても坪内氏のように神官を兼ねている者もいたし、その逆もあった。また、百姓であっても運送業者や職人を兼ねる者もいたわけである。それでは、このような人々はどのような住人構造で、杵築の運営はどのようになされたのか。本章では、これらの諸点について考えてみようと思う。とはいっても、もとよりこれらの事実を直接に示す史料は、極めて乏しい。ただ杵築の場合、尼子氏や毛利氏の治政下に出された杵築法度が存在するところから、これを検討していけば、多少なりとも復原できるのではないと思われる。本章は、その一つの試みでもある。

さて、史料8は、永禄元年(1558)に、尼子氏から出された「於杵築法度之条々」(以下、杵築法度と略す)<sup>79</sup>である。冗長な史料であるが、基本史料であるので、その全文を掲げることにする。なお、史料中の①～⑫は、筆者が便宜上つけ加えたものである。全文は25カ条から成り、その内容は、「御供宿之事」・「御供衆賄之事」・「盜賊人之事」・「喧嘩之事」・「打擲之事」・「口論之事」・「対具足并持具足事」・「御神前御番之事」・「火事」のこと・「殺生禁断之所事」・「杵築地下中」の負担のこと・「下人公事」のこと・「敵討之事」・「売買之榘」のこと、など出雲大社や杵築に関する法度が細かく述べられている。奥書に、「右之条々者、天文廿一年ニ雖相定候、令再見少々書加之」とあるから、16世紀中葉頃の様子を示したものと

## 於杵築法度之条々

- ① 一御供宿之事、近年付来者之事ハ不可有相違、縦雖為一在所之者、始而参詣之輩ハ可為旦那次第、老人茂其以前社参候者相交候者、為惣中可相除之事
- ② 一御供衆賄之事、可為如前々事
- ③ 一御供宿之事、千家方之月仁社参之者、北島家来仁止宿候共不苦、互可為此分、然上者御供取次候之条、何事茂其月之国造仁可相随、双方共可為此分事
- ④ 一久舖怠慢候御供、先年宿仕之由申之奪取之事、甚以肝曲也、但廿一ヶ年之内、其旦那引候証拠於明鏡者、可任其旨事
- ⑤ 一盜賊人之事、守国之法度可有其沙汰事、
- ⑥ 一喧嘩之事、相手於令死去ハ、一方搦捕可有注進、自然及異儀候者可討果事、
- ⑦ 一打擲之事、一方血出程之事候者、為科錢三貫文可出之、両方出血候者、互三貫文宛可出事
- ⑧ 一口論之事、両国造并本願令存知程之事候者、双方老貫宛可出事
- ⑨ 一对具足并持具足事、喧嘩口論共ニ双方拾貫文可出之、合力人可為同前、若大勢引分於相戦者、百貫文可出之、其内於有死人者、討手同可誅、於其上茂惣中者可為右之科錢事
- ⑩ 一御神前御番之事、自身可相勉事勿論也、若於懈怠者、一日二十疋宛可出之、但依人自身於不相叶輩者、名代之人体相定之、可遂其節、自然歎樂等之故障候者、国造并本願江経案内可出別人事
- ⑪ 一号御神前参籠地下仁宿、同無懸手旅人不可叶事

みなすことができよう。

(1) 杵築の住人構造

まず、杵築の住人構造から検討する。ここで注目しなければならないのは、「惣中」(①条・⑨条)と「地下中」(⑩条)なる二つの用語である。「惣中」は、中世には何らかの組織を示すものとして全国各地で使用された用語であるが、各地域によってその意味内容は異なっている。たとえば、山城国の「大山崎惣中」は地侍衆から成る組織であり、安芸国厳島の「惣中」は商工業者を中心とした組織なのである。それでは、杵築の「惣中」とは、どのような組織のことをいうのであろうか。この点を、杵築法度に即して具体的に考えてみたい。法度の第①条では、「一 御供宿之事、近年付来者之事ハ不可有相違、縦雖為一在所之者、始而参詣之輩ハ可為旦那次第、老人茂其以前社参候者相交候者、為惣中可相除之事」と、尼子氏は「御供宿」を変更する者を「惣中」として「相除」くように命じている。旦那(参詣人)が一度決めた「御供宿」を勝手に変更することが禁じられたのは、もっと以前からのことであるから、この条目そのものは、特別に目新しいものではない。尼子氏はこれまでの法度を追認し、室職所有者たちの権益を擁護したと解釈するのが妥当であろう。とすれば、杵築の「惣中」とは、室の権益を擁護する人々による組織ではないかという推測が成り立つ。「惣中」をこのような観点からとらえた場合、この推測を裏づけるものとして、史料9が一つの手がかりを与えてくれそうである。この文書は、天文15年(1546)に秋上周防守ら12名の者が連署して、坪内宗五郎に宛てた書状である。主な内容は、「(仁多郡の)三沢本郷からの『御供』(参

- ⑫ 一社内江於牛馬入者、見相ニ可取之、馬主ニ者科(科税カ)を十疋可出サス事
- ⑬ 一諸神官社役等改近年姿令存知之輩、縦初茂社役於懈怠者、殊曲事之条、料を壹貫文可出事
- ⑭ 一火事之時、他家一間共於有類火者、過錢三貫文火本可出之、於不出候者、可追放在所、但無類火候者不及過錢事
- ⑮ 一殺生禁断之所事、東ハ菱根関屋、巽者高浜、南ハ川可限之、此内狼籍槌可禁止、若有違犯之族者、科錢壹貫可出事、
- ⑯ 一從杵築地下中国造江一月仁三日、人夫十人宛可出之、自然大客等之時者、不殘追立ニ可出、若於不出者、一人之前一日二十疋宛可申付之、兩國造領分茂同前、右何茂可為日飯米事
- ⑰ 一新儀申出族之事、此方江可有注進事
- ⑱ 一下人公事之儀、可準国之法度事
- ⑲ 一御供之時国造江令沙汰料色之儀、自宿精錢可沙汰之、自然於悪錢ハ、從旦那直ニ国造所江可相渡事
- ⑳ 一兩國造親類、其外雖為権門之輩、不言男女社役於相抱者、聊不可有懈怠事、
- ㉑ 一売買之櫛クタニテ可計事
- ㉒ 一御神前御供、以来請取社人候者、科錢壹貫文可出事
- ㉓ 一敵討之事、依不紛雖討果候、搦取討手可引進之、若相戦候者、当座可生害之事
- ㉔ 一年中之御供之員数、翌年之正月為礼儀富田へ使者差越候時、從兩國造并別火所写引付可越事
- ㉕ 一右之科錢等何茂本願請取之、御宮造畢之已後者、御蔵江納置、重而之御造宮ニ可有採用事

詣人)は、もともと坪内宗五郎の室に宿泊することになっていたが、落合殿がひいきをしたために、吉田次兵衛の室になってしまった。これについて、(12名の者が協議をして)元に戻すように話をつけた。ただ今は、御陣立の折であるから、しばらく勘忍してほしい」ということになる。

さて、ここで着目しなければならないのは、御供宿の「節目」に違反した吉田次兵衛に対して、秋上周防守ら12名の者が共同で、これを排除しようとしていることである。ということは、この秋上周防守らの行為は、まさに杵築法度が述べる「為惣中可相除之事」(①条)と同様の行為である。したがって、「惣中」とは、この文書に連署した秋上周防守らを指すものと考えてさしつかえなかろう。それでは、この連署した面々とは、どのような人々であろうか。この点の検討が、「惣中」の構成を考えにあたって大切になってくる。

まず、杉谷権太夫と西村神太夫を例にとってみよう。この兩名について、この時点における立場を示す確実な史料は存在しない。しかし、近世における杉谷・西村両家の動向から推測すれば、ある程度の輪郭が描けるのではないかと思う。これまでの研究成果に従えば、この両家について、次の3点が特色として指摘されている。

① 杉谷家・西村家は、いずれも出雲大社の神官(杉谷家は北島国造家方、西村家は千家国造家方)であり、近世には御師として活躍する家々であること。

② 「太夫」なる名称は、近世では御師を表す一般的な名称であること。

③ 近世の御師は、系譜的にみると、中世の室職所有者とつながる場合が多いこと。

つまり、これらの事実からいえば、杉谷権太夫・西村神太夫はともに、室職所有者であると考え

以上廿五カ条

右之条々者、天文廿一年ニ雖相定候、令再見少々書加之、永禄元年六月ニ相定畢

永禄元年六月日

国主

尼子殿法度書写

右之本書紛失仕

(千家文書)

史料 9.

今度三澤本郷就御供之儀、落合殿ひいきをもって、吉田次兵衛方へ被引候、然間前々よりその引被付候以筋目、只今申被結候へ共、御陣立之砌候間、先当座之儀各々以異見、御堪忍可然存候、於已後者何様にも任御上意、可被仰立候、恐々謹言

天文十五年九月廿六日 <sup>秋上周防守</sup>重孝(花押)

神宮寺(花押)

松林寺(花押)

目代(花押)

杉谷彦次(花押)

矢田中務(花押)

杉谷次兵衛(花押)

江角太郎兵衛(花押)

杉谷権太夫(花押)

西村神太夫(花押)

柳原次郎兵衛(花押)

中右京進(花押)

坪内宗五郎殿

(坪内文書)



て間違いはない。また、矢田中務の子孫も近世では、矢田忠（仲）太夫として土佐を檀場に活躍する御師であったと考えられることから、矢田中務も室職所有者とみなしてもよかろう。このように考えた場合、杉谷彦次、杉谷次兵衛・江角太郎兵衛・柳原次郎兵衛・中右京進も室職所有者と考えた方がより自然のように思われる。

次に、目代・神宮寺・松林寺について考えてみよう。まず目代から述べる。目代とは、第2章の(1)でも述べたように、町の運営を司る両国造家の代官である。彼は町の運営ばかりでなく、杵築の室の運営にも携わっていたのである。尼子氏奉行人の中井駿河守綱家から、杵築の御供宿を変更させてはならない旨の書状が届けられているところをみると、彼は杵築の室運営の中心メンバーであったことを窺わせる。では、目代は室職は所有していたのだろうか。この点については、史料がないために何ともいえないが、①両国造家から任命された町目代であること、②西村神太夫らが室職を所有しているのに町目代が所有していないとは思われないこと、などの理由により彼自身もまた室職所有者であった可能性が大きいと考えざるをえない。また、神宮寺・松林寺については不明なことばかりだが、神仏習合の出雲大社にあって神宮寺は極めて格式の高い寺院であったと思われること、松林寺は天文12年（1543）以降は両国造家の墓所となる寺院であることなどから推察すれば、両寺もまた室職を所有していたものと考えた方がよかろう。<sup>83</sup>

最後に秋上周防守について考えてみよう。彼は、連署では先頭になっているが、出雲大社の上官級の人物の中からは、その名前は検出できない。というのは、彼は歴代の国造が火継神事ひつぎを執行する神魂神社かむたま（松江市大庭町）の神官だからである。秋上氏は、南北朝期以降、代々北島国家方に属していたが、周防守の代になってとりわけ深いかかわりをもつようになった。秋上文書によれば、天文12年には北島雅孝から杵築の小土地において屋敷3カ所84を譲られ、彼自身もまた杵築に居住していたのである。このように考えてくると、周防守が先頭で連署しているのは、北島国造家方の代表としてではないかとも思われるが、事情は必ずしもそうとも言えないようである。というのは、もし北島国造家方の代表とすれば杵築商人の市場氏とかかわりの深い上官の佐草氏になると思われることや、神魂神社の代表とすれば浄音寺になる可能性が大きいからである。では、なぜ秋上周防守が室のトラブル解決に連署しているのか、さらに追求が必要になってくる。この点については、次の史料10が手がかりを与えてくれそうである。この文書は、尼子経久が目賀田三郎右衛門に宛てた書状である。目賀田三郎右衛門なる人物は不明な部分もあるが、文意からみて、おそらく尼子氏の奉行人であろう。内容は、千家・北島両国造家が申し立てた「御供宿銭之儀」は、去年決着がついたことだから、今年に変更して

史料 10.

(表書)	目賀田三郎右衛門殿	経久
千家・北嶋申給候御供宿銭之儀、去年如落着、不可有相違之由、可被申之儀候、當年改候て、不可有申事候、恐々謹言		
	五月十日	経久（花押）

(秋上文書)

はいけない、ということになる。さて、ここで指摘しておきたいのは、この文書が秋上文書に所収されていることである。つまり、このことは、尼子経久からの文書内容が目賀田三郎右衛門を通

じて、秋上氏に伝達されたことを物語るものである。御供宿に全く関係ない者に目賀田氏がこのような事柄を伝達するはずもないから、秋上氏もまた室職所有者であったと判断せざるをえないのである。おそらく、秋上周防守は北島国造家との縁故から室職を取得して、自ら杵築に居住し、御供宿を経営していたものと思われる。

以上、確実な史料を見出しえないままに、不十分な検討に終わってしまったが、結論的にいえば、史料9の「12名の者」が室職所有者であると思われることから、「惣中」もまた室職所有者によって構成されていたとみなすことができるということである。したがって、坪内氏もこの「惣中」の有効メンバーであったことは間違いない。坪内文書には、坪内氏自身を含めて、「御連判衆中」とか「室衆中」という用語が見られるが、おそらくこれが「惣中」にあたるものと思われる。先に筆者は、「惣中」とは室の権益を擁護する人々による組織であると推測したが、結果的には室職所有者たちが自らの権益を守るためにつくった共同組織であったわけである。「惣中」は、出雲大社および国造家と深いかかわりをもつ人々によって構成されていたことや、その構成メンバーは坪内氏に代表されるような経済力をもった人々によって占められていたから、単に御供宿の運営ばかりでなく、杵築の町支配にも大きな力があつたであろうことは、想像に難くない。

次に、「地下中」について考えてみよう。これは、杵築の一般住人を示す用語である。第1章の(2)で紹介した「かちや」「かみゆひ」「くしや」「米屋」「船道」「番匠」「大鋸引」などの商人や職人、また百姓などはいずれもこの「地下中」に属する人々である。とはいっても、杵築に居住する住人のすべてが「地下中」であったわけではない。元来、杵築の土地と屋敷はすべて国造家のもの（一部は庶子家に分与されたものもあるが）であり、国造家の抱屋敷に居住していたものが「地下中」であったと考えられる。その数は明らかではないが、天正19年（1591）に北島国造家が162カ所の屋敷（寺院12カ所を含む）を、また文禄4年（1595）に千家国造家が165カ所の屋敷<sup>(86)</sup>（寺院12カ所も含む）をそれぞれ抱えていたことが知られているから、戦国期においてもおよそこの程度であったかもしれない。さて、杵築法度によれば、「地下中」には、「一 從杵築地下中国造江一月仁三日、人夫十人宛可出之」（⑩条）と、国造家に対して1カ月に3日、人夫10人ずつを出すことが義務づけられていた。また、彼らには、尼子氏からも「越峠・市場就守護役之義、及御公事被成御袖判、如此捻被作落着候上者、於向後不可有違義候」と守護役も課されていた。守護役の内容については今後の検討を要するが、戦国大名からの課役も課されていたことは事実として認めなければならないだろう。したがって、「地下中」には、国造家と戦国大名の両方から負担が義務づけられていたことになる。

このように、戦国期における杵築の住人構造は、室職所有者から成る「惣中」と一般住人から成る「地下中」の二つより構成されていた。それでは、この両者は、どのような関係にあったのだろうか。この点は、次節のなかでふれてみることにしたい。

## (2) 杵築の日常と都市の運営

戦国期における杵築の日常の様子はどのようなもので、また都市の運営はどのようになされたのだろうか。本節では、これらの点を、杵築法度を手がかりに述べていきたい。まず、杵築法度から

指摘できる第一の特色は、喧嘩・口論・打擲（人を殴ること）・火事・敵討などの記述が、かなりの部分を占めていることである。杵築は、出雲国一宮である出雲大社のお膝元にあたるため、古来から戦闘地にはならない平和領域であったが、この法度を見る限り、内部では様々ないざござが起こっていたことを窺わせる。そこに、戦国期という時代の殺伐とした世相を感じとることができるのである。それでは、中世の喧嘩とはどのようなもので、どのような目的でなされたのだろうか。この点について、勝俣鎮夫氏は、注目すべき見解を述べておられる。かなりの長文であるが、次に引用してみたい。

中世の人々の社会生活全体は、なお色濃く原始性がおおっていた。当時の人々の自己に加えられた侮辱に対する過敏さ、爆発的憤怒の感情、激しい闘争本能、死に対する絶望的なまでの感覚などいずれをとっても今日の立場から彼等の行動を把握しようとする時、極めて重要な要素であることは認識されるにしても、我々を困惑させずにはおかない。このような世界に生きる人々の喧嘩は、原因そのものは些細な事であっても、ただちに血で血をあらう私闘・私戦へと展開する。喧嘩は、私の怒・私の怨より行動するのであって、忠と義によって参加する合戦より、はるかに内からの勇気がわきおこる（『翁草』）といわれる如く、生命を賭して戦われたのである。しかも、喧嘩で蒙った被害に対しては、復讐をすることが彼等の最も強い倫理規範として存在したのであり、その闘争は両者の理非にかかわりなく、両者がその報復感情を主観的に満足するまでつづいたのである。喧嘩はその意味で名誉のための闘争であった。また当時の喧嘩は、単に日常生活の場で偶発的におこる「当座の喧嘩」だけが喧嘩であったのではない。訴訟の原型が私闘であったといわれる如く、紛争解決の手段としての喧嘩（私戦）もなお存在した。権力の禁圧にもかかわらず、所務相論を私戦によって解決しようとする志向性がなお根強く存在していたのである。喧嘩は、権利のための闘争という形態としても存在したのである。

次に、当時の喧嘩は、個人対個人の争いで終息することはほとんどありえなかった点が大きな特徴である。すなわち、個人的私闘は、集団的私戦にすぐ転化する要因があったのである。

すなわち、勝俣氏によれば、当時の喧嘩には、名誉のための闘争と権利のための闘争があり、個人的私闘はすぐ集団的私戦にすぐ転化する可能性があったといわれる。したがって、杵築法度において、喧嘩・口論・打擲・敵討などについて、こと細かく規定を設けているのも、うなずけるわけである。

第二の特色は、喧嘩・口論・打擲・火事火元などに対する処置が、いずれも科銭や過銭によってなされていることである。口論までが科銭の対象にされていたのは、いささか腑に落ちない面もあるが、これは喧嘩が口論より起こると考えられていたからであろう。戦国法では、喧嘩をした場合、当事者を両成敗するのが普通であるが、杵築法度では、殺人以外はほとんど科銭で済ませている。このことは、杵築法度そのものが尼子氏から出されたとはいえ、杵築の直接支配を志向するものではなかったことを窺わせる。おそらく、従来の慣行をそのまま認めつつ、間接的な支配を志向した

といった方がより適切ではないかと思われる。

ところで、ここで問題にしたいことは、科銭や過銭を誰が支払ったかということである。法度に示された科銭・過銭に関する条文をいくつか抜き出すと、次のようになる。

- 一 打擲之事、一方血出程之事候者、為科銭三貫文可出之、(⑦条)
- 一 口論之事、両国造并本願令存知程之事候者、双方壹貫宛可出事、(⑧条)
- 一 対具足并持具足事、喧嘩口論共ニ双方拾貫文可出之、合力人可為同前、若大勢引分於相戦者、百貫文可出之、其内於有死人者、討手同可誅、於其上茂惣中者可右之科銭事(⑨条)
- 一 火事之時、他家一間共於有類火者、過銭三貫文火本可出之、(⑭条)
- 一 殺生禁断之所事、東ハ菱根関屋、巽者高浜、南ハ川可限之、此内狼籍慥可禁止、若有違犯之族者、科銭壹貫可出事、(⑮条)

つまり、打擲に対しては3貫文、口論に対しては双方1貫文、具足をつけた喧嘩口論に対しては双方10貫文、大勢で戦った場合は100貫文、火事火元に対しては3貫文、殺生禁断の地における狼籍に対しては1貫文の科銭・過銭が課せられていたわけである。当時の1貫文がどの程度の価値をもつかは、しかとわからないが、天正13年(1585)の出雲大社の作事に関する法度によれば、番匠や大鋸引の日当が南京銭で200文であるから、決して少ない額とは思われない。ましてや、100貫文といえば破格の額である。文意からいえば、打擲・口論・具足をつけた喧嘩口論・火事火元・狼籍については、おそらく当事者が支払ったものと思われるが、大勢で戦った場合は「惣中」が支払うことになっていたようである。というのは、法度の⑨条に「若大勢引分於相戦者、百貫文可出之其内於有死人者、討手同可誅、於其上茂惣中者可為右之科銭事」(傍点は筆者)とあるからである。つまり、個人や個人間での行為に対しては、それぞれが科銭を支払い、集団の私戦に対しては「惣中」が科銭100貫文を支払ったことになる。集団(地下中)による私戦の科銭を「惣中」が支払った理由は明確にできないが、もしこのような推測が許されるとすれば、「惣中」には「地下中」が集団として行う行為に対して責任が課せられていたからではあるまいか。誤解を恐れず強調すれば、「惣中」は町の運営にあたって、「地下中」を支配するかわりに、「地下中」の行為に対してはその責任を負っていたものと思われる。したがって、「惣中」は室の運営ばかりではなく、町そのものの運営にもかかわっていたものと推測できる。前節で課題にしておいた「惣中」と「地下中」の関係とは、このようなことを指すのではないかと思われる。

第三の特色としては、これらの科銭・過銭が、「一 右之科銭等何茂本願請取之、御宮造畢之已後者、御蔵江納置、重而之御造宮ニ可有採用事」と、出雲大社の造宮費用とされたことである。いうまでもなく、戦国期の出雲大社は、戦国大名や領主によって社領が侵食され、経済的にも困窮し、社殿造宮もままならない状態にあった。そのために、本願による戦国大名への訴訟や、室職所有者による檀所の獲得がさかんに行われた。極言すれば、杵築住人の打擲・喧嘩・口論さえも、出雲大社の造宮と深く結びついていたのである。このようなことから、杵築は出雲大社あつての杵築であ

り、杵築住人の生活もまた、出雲大社の動向と深く結びついたのである。

以上、検討してきたように、戦国期の杵築は住人構造や都市運営のあり方において、かなり特異な性格をもつ都市であった。「惣中」と「地下中」による住人構造、「惣中」による都市の運営、出雲大社と杵築住人との深いかかわり、などがそれにあたる。かって、都市史研究の大家である豊田武氏は、中世都市を領主直営型の都市と自治都市とに分類されたが、杵築はまさしく、この後者の範疇に入るものである。京都や堺までとはいかないけれども、都市運営のかかなりの部分で自治が行われていたものと思われる。

## おわりに

繁雑なものになってしまったが、これまで第1章～第3章において述べてきたことをまとめたものが、次の(1)～(6)である。

- (1) 出雲大社のお膝元である杵築は、鎌倉中期には大社周辺と海岸部に形成されていた。その後西南部の開発が進み、南北朝期には、ほぼ杵築の中心部の骨格ができあがり、院内・市庭付近には市も立てられていたこと。
- (2) 戦国期には、出雲大社のお膝元という歴史的条件や、斐伊川水運の要衝という地理的な好条件により、商業都市として発達し、有力商人がひしめいていたこと。
- (3) 戦国期の杵築商人は、雲南地方や石東方面と積極的にかかわり、特に鉄の取引では木次市場と組織的な取引をしていたこと。
- (4) 有力商人（神官・僧侶）の中には、「室」を所有し、各地方の領主と積極的にかかわり、領主を梃子として檀所を獲得していったこと。
- (5) 杵築の住人構造は、室職所有者より成る「惣中」と一般住人より成る「地下中」の二重構造より成り立っていたこと。
- (6) 杵築住人は、戦国大名や国造家より保護と支配を受けていたが、都市の実質的な運営は、「惣中」を中心にした自治が行われていたと思われること。

以上のことから、中世都市杵築の性格として指摘できることは、次の三点である。つまり、その一は、出雲大社の門前町として発達してきた都市であるということである。鎌倉末期あたりから市が立ち、そこでは商業活動も行われたが、それもこれも出雲国一宮である出雲大社の門前市だったればこそである。この性格は、南北朝期～戦国期にかけても一貫して続いていくものである。したがって、中世の杵築で生起する諸事象を考察するにあたっては、絶対に抜かすことができない視点である。その二は、戦国期になると、この基本的な性格に加えて、商業都市としての性格を色濃くもつということである。この場合、参詣人を相手に商業活動を行うといった程度の都市ではなく、他地域とも積極的に交易し、当地方の商業活動の中心地として位置づく都市ということである。かって、門前町の研究に精力的に取り組んでこられた小林計一郎氏は、歴史地理学的手法ながら門前町の発達段階を表1のように示されたことがある。もし、戦国期の杵築をこの表に位置づけるとすれば、およそ第二段階にあたるのではないかと思う。その三は、「惣中」を中心に都市運営がなされる自治都市と考えら

れることである。これまで、自治都市は畿内を中心に発達してきたことが指摘されているが、戦国期の山陰地方にも自治都市は存在していたのである。

これまで、戦国期を中心にして、中世都市杵築の性格を考えてきた。しかし、史料的な制約は思っていた以上に厳しかった。そのために推測をつみ重ねた部分も多いので、思わぬ誤りをおかしているかもしれない。大方の御叱正をお願いするばかりである。

末尾になってしまったが、本稿作成にあたって、多くの方々より御援助を賜わった。なかでも、貴重な史料の借覧を許された千家和比古氏（出雲大社）、史資料収集にあたって御助力いただいた井上寛司氏（島根大学）、梶谷実氏（島根県警察本部）、柳楽一敏氏・稲根克也氏（以上、大社町教育委員会）、長谷川博史氏（広島大学大学院生）に対し、心から感謝の意を表する次第である。

表1. 門前町の発達段階

第1段階	直接社寺関係者（神職・僧侶）および参詣者と関係ある人々を中心としてできている段階（門前町が小市場町としての機能をもつ）
第2段階	門前町が発達して、その地方の経済的中心になっている段階（門前町であるが、同時に市場町としての機能を強くもち、商業都市として発達しているものである）
第3段階	門前町が経済都市・政治都市として大きく発達し、門前町という名称は単なるその都市の成立過程を示すだけにすぎないものである。

（小林計一郎氏による）

## 注

- (1) 出雲大社は、中世には「杵築大社」「杵築社」「出雲大社」など様々に呼称されていたが、最も多かった呼称は「杵築大社」である。しかし、ここでは、現在、一般に呼称されている「出雲大社」で通すことにする。ちなみに、祭神は古代から現代まで一貫してオオクニヌシノミコトと考えられていたが、最近の研究では、古代はオオクニヌシノミコトだが中世に入ってスサノオノミコトに転換し、それが近世初期になってオオクニヌシノミコトに再転換して現在に至っていることが指摘されている。（井上寛司「中世杵築大社の年中行事と祭礼」大社町史研究紀要3 大社町教育委員会 昭和63年）
- (2) 原田伴彦著『中世における都市の研究』（講談社 昭和17年）ただし、この場合は、復刻本（三一書房 昭和47年）による。
- (3) 大社町在住の坪内良氏宅に、所蔵される文書である。戦国期を中心に約100点ばかりあり、戦国動乱期の杵築商人に関する豊かな内容を今日に伝えている。なお、文書解読にあたっては、長谷川博史氏の御助力を得た。
- (4) 大阪府河内長野市在住の佐草平安氏宅に所蔵される文書である。中世から近世にかけて、その文書数は、莫大な数にのぼる。これらの中には、出雲大社領の刀狩など、貴重な文書も含まれている。佐草家は、中世以降、出雲大社の上官（北島国造家方）を勤めた佐草氏に連なる。
- (5) 有光友学編『戦国期権力と地域社会』所収（吉川弘文館 昭和61年）
- (6) 歴史学研究会・日本史研究会編『講座・日本歴史』中世2所収（東京大学出版会 昭和60年）
- (7) 藤岡大拙著『島根地方史論攷』所収（きょうせい 昭和62年）

中世都市杵築の性格

- (8) 御供宿（参詣人のための宿泊施設）を提供する権利のことである。これまで、「室」は麴室のこと考えられてきた（たとえば旧『島根縣史』や豊田武著『座の研究』吉川弘文館）が、藤岡大拙氏の研究によって御供宿を提供する権利であることが明らかになった。なお、この「室」を「しつ」と読むか「むろ」と読むかは、研究者の間で意見が分かれている。
- (9) 画面は幅 34.5 cm、47 cm、16 cm の画絹を上から順次横継ぎとし、それを装幀した縦軸である。出雲大社を中心にして、杵築およびその周辺地域が克明に描かれてあり、鎌倉中期の出雲大社とその周辺を知るにあたっては貴重なものである。出雲大社が現在とやや異なり、西南の方向を向いていることに着目したい。この絵図については、『大社町の文化財』（大社町教育委員会 昭和62年）に詳しい説明がある。
- (10) 注記(9)の「絹本著色出雲大社并神郷図」と比べた場合、この模写図は、①中央部の荒地の空間が狭い。②家屋と家屋の間隔が狭い、などの難点をもっている。しかし、家屋数やその配置には、ほとんど違いはみられない。
- (11) 梶谷実「古絵図をたどる～鎌倉時代の杵築の町並み～」(「大社の史話」42号 昭和57年)を参照した。
- (12) 『千家文書』（千家所蔵古文書写・甲号） 康永3年6月5日。その条文を抜き出せば、以下の如くなる。ただし、傍点は筆者による。
- 所領事、大庭田尻、揖屋庄坂本村、杵築宮内田畠及院内市場、浦々、并塩屋濱等者半分宛、於年貢得分物者、孝宗貞孝両方代官相共遂内検、半分宛可致其沙汰、次百姓等事、人数分別可召仕之
- (13) 一般に中央の研究者は「院内市場」とし、地元の研究者は「院内・市場」としている。ちなみに『新修島根県史・史料篇1』（以下、『新県史料』1と略す）は、「院内、市場」としている。しかし、そのように分けた根拠は明らかではない。
- (14) 「千家家惣領庶子分知行目録」 永享3年7月28日 『長谷文書』（社家所蔵古文書写）。ちなみに、その内訳を示すと、以下のようになる。

阿見分……………	神門（5カ所）	市庭（3カ所）	
赤塚分……………	赤塚村一円（1カ所）	市庭之内（3カ所）	宮前に田地（1カ所）
長谷分……………	仮宮内（4カ所）	市庭（3カ所）	きゃくの松（3カ所）
こやた分……………	ゑんない（5カ所）	中村（4カ所）	かりの宮鳥居の南より一円（1カ所）
武志分……………	越峠内（3カ所）	田地2反	
のこりの田畠屋敷は惣領分（130カ所）			

※（ ）内の数字は、屋敷数および田地数をあらわす。

- (15) 「馬來真綱等連署書状」（坪内文書 弘治4年6月14日）に、「越峠市場就守護役之義」とある。
- (16) 網野善彦「中世『芸能』の場とその特質」（『演者と観客～生活の中の遊び～』所収 日本民俗文化大系7 小学館 昭和59年）
- (17) 「直孝証文」（北島文書 永和元年3月10日。なお本稿で掲げる北島文書はすべて、村田正志編『出雲国造家文書』・清文堂による）に、「市目代ニあておこなうところ也」とある。
- (18) 「秋上周防守等連署書状」（坪内文書 天文15年9月26日）に、「目代」なる用語がみえる。
- (19) 「国造北島氏支配屋敷目録」（北島文書 天正19年12月17日）による。
- (20) 「神人役之事」（佐草文書 年月日不詳）に、「くしや四郎左衛門」とある。

- ②① 注記④⑨に同じ
- ②② 「国造千家義広捉書」（千家所蔵古文書写・甲号 元龜3年4月20日）に、「一 壹ヶ所 市庭内 米屋七郎衛門抱」とある。
- ②③ 「北島久孝書状」（佐草文書 年不詳2月2日）に、「但風呂屋々敷ちゅう屋敷者、貸ニ置候間」とある。また、「武広宗兵衛書状」（千家所蔵古文書写・乙号 元龜4年正月27日）に「風呂屋孫左衛門 居屋敷湊渡賃之儀」とある。ただ、この「風呂屋」が現在のような風呂屋であったかどうかについては、何ともいえない。
- ②④ 「尼子晴久安堵状」（坪内文書 弘治3年2月10日）に、「牛馬并船道商売仕候者江」とある。「船道」とは船頭のことである。
- ②⑤ 「快圓日記」（岩屋寺文書）の大永7年の条に、「一 大鋸引從杵築ハチャウハウ」とある。この「快圓日記」とは、岩屋寺（仁多郡横田町）の院主である快圓が、当寺の再建造営に至るまでの経過を詳細に書き留めたものである。
- ②⑥ 「快圓日記」の大永7年の条に、「其外杵築・御崎ノ番匠」とある。
- ②⑦ ②⑧ ②⑨ いずれも「坪内文書」による。「坪内次郎右衛門尉等連署書状」（坪内文書 永祿5年7月27日）によれば、「就其我等事ハ富田へ罷上籠城候事候間、子候孫二郎、同弟の二郎の事」とあるので、坪内次郎右衛門尉重吉には孫二郎と二郎の2人の息子がいたことになる。したがって、坪内次郎右衛門と坪内孫次郎とは親子関係にあることがわかる。また、「山城屋五兵衛書状」（坪内文書 年不詳霜月20日）によれば、（坪内次郎右衛門の）「此前息彦兵衛殿」とあり、坪内彦兵衛も次郎右衛門の子ということになる。とすれば、「孫二郎」の弟の「二郎」が「彦兵衛」である可能性は大である。このことは、注記④⑥における尼子氏と毛利氏の職の宛行や安堵のされ方（一族が分かれて両方についている）をみても一層その感を強くする。なお、坪内氏は石田氏とも称し、出雲大社の神官でもあった。
- ③⑩ 「河副久盛・山中鹿介連署書状」（千家文書く新県史料1 永祿12年12月朔日）による。
- ③⑪ 「国司元武・山田吉兵衛連署書状」（佐草文書 天正19年10月2日）による。なお、地元の伝承では、大和屋の祖は大和郡山の領主・岡垣肥前守正信であるという。（『杵築古事記』）
- ③⑫ 「山城屋五兵衛書状」（坪内文書 年不詳霜月20日）による。
- ③⑬ 豊田武『中世の商人と交通』（豊田武著作集第3巻 吉川弘文館 昭和58年）
- ③⑭ 「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」（岸田裕之編『中国大名の研究』所収 吉川弘文館 昭和59年）による。
- ③⑮ 前掲注④⑨に同じ。
- ③⑯ この絵図の作成過程は、「北島求馬・佐草豊後連署書状」（佐草文書 宝暦年間3月18日）には、以下のように記されている。

寛文造営之砌、北嶋屋敷替宮地も改候故、為後世之龜鑑千家尊光存寄ニ而、佐草宮内へ被申合其節之画工西山久三郎を相招、慶長造営之宮地并両国造館社中屋敷山之模様其外市中浦々迄、杵築惣図令模画被置候……………（中略）……………双方相談之上ニ而出来仕候絵図ニ而御座候、則絵図之写相添差出候（傍点は筆者）

すなわち、要点をいくつか示せば、①この絵図は寛文の大社造営にあたって西山久三郎が「杵築惣図」を「模画」したものであること、②千家尊光と佐草宮内が相談の上に来あがった絵図であること、③（八雲山相論の証拠資料として松江藩に）この絵図と「絵図之写」を差し出したこと、である。したがって、この絵図は、寛文造営直前の出雲大社や杵築周辺の様子を表したものといえる。なお、千家家所



中世都市杵築の性格

蔵の「下絵」とは、この「絵図之写」のことではないかと思われる。

- 37) 前掲注68を参照。また、「絵図」そのものに、正保2年（1645）に開削が完成した堀川や慶安2年（1649）に現在地に移転した神光寺が描かれていることから、このように考えることができる。なお、この点については、大谷從二「慶長御造宮之図・聞書」（「大社の史話」69号）を参照した。
- 38) 主な道筋は、現在のそれと大きな違いはみられない。
- 39) 斐伊川は近世初期に東流するまで、日本海に注いでいた。その経路はわからないが、杵築浦付近に注いでいたのであろう。杵築浦が湊原付近と考えられている（井上寛司前掲『戦国期権力と地域社会』所収論文）ことから、そこあたりが河口になったのではなかろうか。
- 40) 藤岡大拙前掲論文を参照。
- 41) 「快園日記」（岩屋寺文書）による。「出雲國杵築大明神ニテ万部之法花経、人数千百人、大永二年壬午二月九日ヨリ同廿日結願、廿一日ニ退参ス、大鳥居ヨリ西一町計アツテ濱ニ経所造ル、五間ハリノ十五間ノ家四ツ、フナ並ニ作レリ、四々テウノ座敷中臺ニ本尊釈迦、四ツノ座頭、一鰐淵寺、一岩屋寺、一ヨシタノ清水寺、一古志ノ興法寺、其外國中ノ衆会不足所ニハ禅僧衆、始末、御経導師鰐淵寺ヨリ四日メノ導師、岩屋寺快園、（下略）」とある。
- 42) 井上寛司「中世杵築大社の年中行事と祭礼」（「大社町史研究紀要」3 昭和63年）による。
- 43) 五来重「熊野三山の歴史と信仰」（五来重編『吉野・熊野信仰の研究』所収 山岳宗教史研究叢書4 名著出版 昭和51年）を参照した。
- 44) 前掲「快園日記」による。
- 45) 中村雄三著『道具と日本人』（PHP 昭和58年）による。
- 46) 「坪内文書」による。坪内氏が国造家および戦国大名より与えられた所職を年代別に示せば、以下のようになる。

坪内氏 年代	坪内次郎右衛門	坪内 孫次郎	坪内 彦兵衛
天文24年 (1555)		当所相物親方職（千家慶勝から）	
弘治3年 (1557)		杵築相物親方職（尼子晴久から）	
永禄元年 (1558)	杵築祐源大物小物親方職 (千家慶勝から)		
永禄7年 (1564)	商人伯・杵築油之伯（尼子義久から）		杵築相物親方職（毛利元就から）
永禄11年 (1568)			祐源職（千家義広から）
~永禄12年 (1569)		杵築商人相物小物諸役 (山中鹿介ら3名から)	

- 47) 前掲注24に同じ。
- 48) 「河副久盛等尼子氏奉行人連署奉書」（坪内文書 永禄7年9月21日）による。
- 49) 内田律雄「出雲地方における奈良・平安時代の塩の流通」（「島根史学会会報」No. 11. 12. 島根史学会）による。
- 50) 「国造義広掟書」（前掲注22）によれば、「於杵築屋敷三ヶ所并塩濱貳段」（傍点筆者）とある。ま

た、やや年代は下るが、天正19年の「塩濱之書付」（佐草文書）によれば、「仮宮濱 十四反」「中村濱 十段」「大土地濱 五反」「小土地 十四反」「赤塚 六反」も塩浜があったことが述べられている。

- 61) 「千家文書」（新県史料1） 文禄4年9月21日
- 62) 拙稿「中世宇龍浦の性格について」（「ふるさと日御碕」3号 ふるさと日御碕刊行会）を参照のこと。
- 63) 「立原幸隆等尼子氏奉行人連署書状」（小野文書 〈永禄年間〉3月27日）に、「仍北國舟役米之儀、御寄進之上者、不可有別候へ者、……（中略）……役米之事ハ杵築本願人被預間敷も候者」（傍点は筆者）とある。また、この文書の宛名は、寿讃となっている。
- 64) 前掲注60)の参照のこと。
- 65) 前掲注60)参照のこと。
- 66) 「中井綱家書状」（坪内文書 年不詳2月13日）による。
- 67) 「平田目代等連署書状」（坪内文書 年不詳6月18日）による。
- 68) 「牛尾久清書状」（坪内文書 永禄4年10月5日）に、「鳴津屋関所就被仰付候、御印判之旨少も不可有相違、自然相紛儀候者、可任御法度之旨候、以上馬三匹之分可有御通候、恐々謹言」（傍点は筆者）とある。
- 69) 「坪内文書」による。坪内次郎右衛門が、温泉英永・彦二久長から「温泉津せんさきや又右衛門屋敷」1カ所を与えられていること、坪内宗五郎が天文23年に仁賀佐衛門尉から、「佐間銀山屋敷」5カ所を与えられていることから、このように推測した。
- 70) 前掲注67)に同じ。平田目代らが連署して平田と木次の商業上の紛争を坪内氏と「しゃう物太郎左衛門尉」に調停してほしいと頼んでいる。
- 71) 「本田豊前守等尼子氏奉行人連署書状」（坪内文書 天文22年12月26日）による。
- 72) 前掲注69)に同じ。
- 73) 「仁賀左衛門尉等尼子氏奉行人連署書状」（坪内文書 天文23年12月6日）に、「今度江田へ為使者罷出候」とある。
- 74) さしあたっては、「尼子義久書状」（坪内文書 年不詳12月9日）による。
- 75) 「温泉英永寄進状」（坪内文書 永禄8年5月28日）に、「常燈」を寄進したとある。
- 76) 「田総元里書状」（坪内文書 年不詳卯月5日）に、「御神前之御祈念頼申候、散銭二十疋進入候」とある。田総氏は、備後国の領主である。
- 77) 「福永重久書状」（坪内文書 年不詳3月26日）による。
- 78) 「三吉致高寄進状」（坪内文書 天文17年7月吉日）による。
- 79) 前掲注60)に同じ。
- 80) 「三吉隆亮書状」（坪内文書 年不詳7月17日）による。
- 81) これをどのように読むかは、意見の分かれるところである。「中井綱家書状」（坪内文書 年不詳2月13日）に「御供屋と」とあることにより、「宿」は「やど」と読むことにまちがいない。では「御供」をどう読むのか。この点について、「神西信通書状」（秋上文書 『出雲意宇六社文書』所収 年不詳6月12日）には「御くうまい」とあるから、当時は「ごくう」と読んでいたと思われる。とすれば、「御供宿」は、「ごくうやど」と読むのが適当であろう。
- 82) 「河副久盛等尼子氏奉行人連署奉書」（坪内文書 永禄12年12月朔日）には、「杵築室敷先御代任御判形之旨十六ニ被相定候処……（中略）……弥十六之外不可有新室之旨御説候」（傍点は筆者）とある。
- 83) 藤岡大拙前提論文による。

中世都市杵築の性格

- (14) 「牛尾久清書状」(坪内文書 永禄8年5月19日)による。
- (15) 「温泉英永・彦二久長連署書状」(坪内文書 年不詳12月22日)による。
- (16) 『新稿・社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房 昭和57年)の第2章第5節「民衆の成長」による。
- (17) 「福永重久書状」(坪内文書 年不詳3月)に、「御供米を渡申候て、<sup>(急カ)</sup>□社参可申候」とある。また、「於杵築法度之条々」(千家文書 永禄元年6月)に「一 御供之時国造江令沙汰料色之儀」とある。
- (18) 「北嶋右京亮・中左京進連署書状」(坪内文書 <永禄12年頃力>11月3日)に、「就夫室役之事、年中六貫文両家へ参貫文宛、新嘗会前ニ可被相調候」とある。これは、坪内氏の例にすぎないが、他の室職所有者も、これとほぼ同額の室役を支払ったのであろう。
- (19) この法度は原本が存在しないことから、その信憑性を疑問視するむきもあった。しかし、奥書に「右之条々者、天文廿一年ニ雖相定候、令再見少々書加之、永禄元年六月ニ相定畢」と述べる天文21年の杵築法度が佐草文書に存在し、しかもその内容も奥書を裏づけたものである。したがって、尼子氏による永禄元年の杵築法度の信憑性は高いといわねばならない。以下、史料紹介の意味もこめて、この天文21年の杵築法度を掲示しておく。

(浄書) 「尼子晴久御代御両家へ御条目ノ事、孝清手続」

条々

北嶋殿へ

- 一 御供宿相論、此度駈可被成御下知事
- 一 御供事、此方家来之者ハ此方へ引、千家之中之者ハ千家かたへ可引事
- 一 久敷不参御供并月定事
- 一 杵築領へ船付候時、又ハ寄物などの時、無案内事
- 一 盗人大小共改道之事
- 一 喧嘩之事
- 一 火事之時火元之事
- 一 殺生禁断之处、東ハひしねの関屋を限、辰巳ハ高濱、南ハ河より是内、狼籍停止之事
- 一 毎月杵築両家へ普請者可出事
- 一 忽而新儀不可相叶之事
- 一 御供并月之相論事
- 一 末にて御供米請取停止之事、付米を□きゝため可渡事
- 一 神前御番之事
- 一 諸神官社役為持来筋目渡事、諸役令懈怠貧得分事
- 一 抱給所我儘□□急事
- 一 社参輩當月次第礼儀之事
- 一 家中令離散貧給所事
- 一 人返事
- 一 国造へ渡候代悪銭停止事
- 一 杵築売買之米舛メくたにて可計事

天文廿一年三月廿二日

- (20) 脇田晴子「自治都市の成立とその構造～大山崎を中心に～」(同氏著『日本中世都市論』所収 東京大学出版会 昭和56年)

- ⑧1 松岡久人「巖島門前町の形成」（魚澄惣五郎編『瀬戸内海地域の社会史的研究』所収 柳原書店 昭和27年）
- ⑧2 坂本喜四郎「出雲大社の檀所制」、千家遂彦「出雲信仰と御師の廻国」、西岡健「出雲大社の御師」（いずれも石塚尊俊編『出雲信仰』所収 民衆宗教史叢書第15巻 雄山閣出版 昭和61年）による。
- ⑧3 平井直房「近世初頭の出雲国造家年中行事」（『国学院雑誌』 第81巻11号）による。（小土地）
- ⑧4 「北島雅孝書状」（秋上文書 『出雲意宇六社文書』所収 天文12年11月23日）に、「ことちのうちにて屋敷三カ所、其れへゆつり渡候」とある。
- ⑧5 「宗智書状」（秋上文書 『出雲意宇六社文書』所収 年不詳卯月5日）に、「秋上周防守、杵築ニ被居候」とある。
- ⑧6 前掲注⑭に同じ。
- ⑧7 前掲注⑤に同じ。
- ⑧8 前掲注④に同じ。
- ⑧9 「戦国法」（勝俣鎮夫『戦国法成立史論』所収 P 247～P 248 東京大学出版会 昭和54年）から引用した。
- ⑨0 「毛利家奉行連署下知状」（佐草文書 天正13年4月21日）
- ⑨1 拙稿「杵築大社の本願」（『大社町史研究紀要』3）を参照のこと。
- ⑨2 豊田武「日本の封建都市」（豊田武著『封建都市』所収 豊田武著作集第4巻 吉川弘文館 昭和57年）
- ⑨3 小林計一郎「善光寺町の機能～門前町の発達段階～」（地方史研究協議会編『封建都市の諸問題』昭和34年）。なお、この表1は、直接的には、藤本利治著『門前町』（古今書院 昭和45年）によっている。